

〈資料〉

# 「同和对策事業特別措置法」の強化改正、 「部落解放基本法」制定にむけて

(部落解放研究所) 行政・経済部門事務局

現在開会されている第九四通常国会で、「同和对策事業特別措置法」の強化・改正、「基本法」の制定について、活発な論議がくりひろげられている。

これは、同法が三年延長された際に、全会派一致してつけられた、以下に紹介する三項目の附帯決議をうけて、論議されているものである。

## 同和对策事業特別措置法の一部を

### 改正する法律案に対する附帯決議

政府は、同和問題の重要性にかんがみ、この問題の早急な解決を図るため、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 法の有効期間中に、実態の把握に努め、速やかに法の総合的改正及びその運営の改善について検討すること。

一 同和对策事業を実施する地方公共団体の財政上の負担の軽減を図ること。

一 同和問題に関する事件の増発状況にかんがみ、国民の理解を深めるため、啓発活動の積極的な充実を図ること。右決議する。

三年延長後、残り一年となった今日、早急に、この附帯決議をうけて、「法の総合的改正及びその運営の改善について」結論を出すことが求められている。

本誌においては、このための資料として以下の四点の資料を紹介する。

### ① 日本社会党部落解放推進特別委員会作成による「部落解放特別措置法の要綱(案)」

これは、一九八〇年一〇月二二日の日付で若干の解説をつけて発表されたものである。この要綱案については、発表以後、公明党、民社党等へも提示され、大筋においては合意がえられているものである。なお部落解放同盟もこの要綱案を支持している。

#### ② 全国市長会の「特別措置法」の強化案

これは、自治体サイドから、「特別措置法」の強化にむけて、基本的事項をまとめられたもので、自治体の立場としての要望が簡潔にまとめられている。

#### ③ 全日本同和会の「同和对策事業特別措置法再延長への提案」と「大会決議」

これは、昨年の一二月二二日、高知県でおこなわれた「同和对策事業特別措置法再延長決起大会」で提案された文書の抜粋と大会決議を紹介したものである。

#### ④ 日本共産党「同和对策事業特別措置法の問題点と改正要綱」

これは、一九七七年九月の『前衛』四一五号で、うち出された、日本共産党の改正要綱案である。

以上四点の資料を通していえることは、いずれの案とも、このまま「同和对策事業」がうち切られることには反

対で、何らかの形で強化・改正を伴った延長を要求していることがわかる。

とくに、①、②、③については、いずれも環境改善だけでなく、生活上、労働・産業の充実、教育と啓発の強化を強く求めている。

ただ問題点としては、④に最も典型的にあらわれている、「一般地域との格差是正」論、さらに、いわゆる直接行政による「窓口一本化」反対論については、融和行政を排し、将来においてもたえうる部落解放の施策の実施、さらには、わが国における、福祉と教育の水準を全般にひき上げていくという観点から見えて誤っているといわねばならない。

以上、ごく簡単な紹介にとどめ、各方面での真剣で、前向きな討議と研究を期待する。

### 資料①

#### 部落解放対策特別措置法の要綱(案)

(日本社会党部落解放推進特別委員会)

従来の同和对策事業特別措置法の十年間と三年延長をうけて、今後どのように法律の改正を行うかについて検討し

た結果、次のような新しい特別措置法を作成した。

これは従来の事業法の範囲を人権、雇用、福祉、教育等の分野にまで拡大する一方、従来のタテ割り行政の欠かんと克服して、国の責任を明らかにしつつ、中央集権より地方分権の原則の上において「市町村の地域総合政策の計画化」を中心とする新しい法律等をつくることとした。

今回の改正に当って次の諸点を新しくとりいれて法律案要綱をつくった。

なおこれは各党、各団体と協議する際のたたき台であって、衆議院法制局の協力を得たものである。

(一) 部落解放については「事業」に限定せず、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、関係住民の職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等の目標を達成することとしたこと(第二)

(二) 「対象地域」以外、「関係住民」の用語を導入し、少数点在の被差別部落民、周辺地域の住民をも政策実施の対象にしたこと(第一、第十六、第十七、第十四)

(三) 基本法と実施法に分離する法形式をとらないで基本法的なものを実施法的なものを一つの法律で規定したこと

(四) 現行法は国の施策を中心として規定していたが、改正案では対象市町村は「国の基本方針」に基づいて具体的な事項については、「市町村計画」を作成して、部落解

放を計画的に推進することとした。都道府県知事もこれに対応する「都道府県計画」をつくるようにした(第七、第八)。

即ち国の基本方針と財政上の責任を明らかにしつつ実施計画の分権化、総合化をはかったこと。

(五) 過去十年余の行政の反省に基づいて特に重要な施策として次の三つの点をとりあげて、市町村計画や都道府県計画に掲げるほか、次の三点について特別の条文を設けることとしたこと。

即ち、①雇用(第十七)

②知識の普及啓発(第十五)

③人権問題(第十六)

(六) 部落問題の解決を不当に阻害する行為の禁止、権利侵害されたものに対する救済措置の法制度の整備についての国の努力義務を明確にしたこと(第十八)

(七) その他新しく次の規定を整備したこと

① 国、地方公共団体、国民の各々についての責務を明確にしたこと(第三、第四、第五)

② 国の財政上—特別の助成(五分の四負担)(第九)

③ 資金の確保、国有林野の活用(第十一、第十三)

④ 行政組織の整備、実態調査、国会の報告義務、内閣の関係地方公共団体に対する助言、勧告、調査(第十

九（第二十二）  
 (ハ) 以上の点から恒久立法ではないが目的達成するまで施策を計画的に実施する特別措置法として時限立法とはしなかつたこと。  
 (以上)

## 部落解放特別措置法案要綱(案)

### (目的)

第一 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落問題の速やかな解決を図るため、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）及び関係住民についての政策の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を計画的に推進することにより、対象地域における経済力の培養、関係住民の生活の安定及び福祉の向上等を図り、もって部落問題の解消に寄与することを目的とする。

### (部落解放の目標)

第二 部落解放の目標は、国民の部落問題に関する正しい認識を確立するとともに、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、関係住民の職業の安

定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによって、関係住民の社会的経済的地位の向上を阻む諸要因を解消することにあるものとする。

### (国の責務)

第三 国は、部落解放の目標を達成するため、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、部落問題の速やかな解決を実現する責務を有すること。

### (地方公共団体の責務)

第四 地方公共団体は、部落解放の目標を達成するため、その区域内における部落解放を計画的に推進することにより、その区域内における部落問題の速やかな解決を実現する責務を有すること。

### (国民の責務)

第五 すべての国民は、部落解放の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落解放の目標の達成に協力しなければならないこと。

### (基本方針)

第六 内閣総理大臣は、第二の目標を達成するため、部落解放として推進すべき施策に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこと。

2 基本方針は、国又は地方公共団体が実施する部落解放の指針となるべき事項について定めるものとする。

- 3 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、同対策協議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならないこと。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について、準用すること。

### (市町村計画)

第七 市町村でその区域内に対象地域が存するもの（以下「対象市町村」という。）の長は、基本方針に基づき、当該都道府県知事と協議して当該市町村の区域内における部落解放の実施に関する計画（以下「市町村計画」という。）を作成しなければならないこと。

- 2 市町村計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 対象地域における部落解放の推進に関する基本的な方針に関する事項
  - 二 地区の整理、住宅事情の改善、公共施設及び生活環境施設の整備等対象地域における生活環境の改善に関する事項
  - 三 社会福祉施設、保健衛生施設の整備等対象地域における社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進に関する事

項  
 四 農林漁業の生産基盤の整備及び開発並びに経営の近代化のための施設の導入等対象地域における農林漁業の振興に関する事項

五 中小企業の経営の合理化、設備の近代化、技術の向上等対象地域における中小企業の振興に関する事項

六 職業指導及び職業訓練の充実、職業紹介の推進等対象地域の住民の雇用の促進及び職業の安定に関する事項

七 進学の奨励、学校教育施設及び社会教育施設の整備等対象地域の住民に対する学校教育及び社会教育の充実に関する事項

八 部落問題に関する知識の普及啓発に関する事項

九 人権思想の普及高揚、人権相談活動の推進等対象地域の住民に対する人権擁護活動の強化に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、対象地域における第二の目標を達成するために必要な事項

3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、対象地域とその周辺地域とが一体的に整備されるよう定めなければならないこと。

4 対象市町村の長は、市町村計画を作成したときは、都

道府県知事を経由して内閣総理大臣にこれを提出し、その承認を受けなければならないこと。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された市町村計画を承認しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならないこと。

6 前二項の規定は、市町村計画を変更する場合について準用すること。

(都道府県計画)

第八 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県が対象市町村と協力して行う部落解放の実施に関する計画(以下「都道府県計画」という。)を作成しなければならないこと。

2 都道府県計画には、対象地域の関係住民がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な第七第二項第六号の事項が含まれていなければならないこと。

3 第七第三項から第六項までの規定は、第一項の都道府県計画について準用すること。

(特別の助成)

第九 市町村計画及び都道府県計画に基づいて行う事業でこれに要する経費について国が負担し、又は補助するものに対するその負担又は補助については、政令で特別の

定めをする場合を除き、五分の四の割合をもって算定するものとする。

2 前項の場合において、法律の規定で国の負担又は補助の割合として五分の四を下る割合を定めているものうち政令で定めるものについては、政令でこれを五分の四とするものとする。

(地方債)

第十 市町村計画及び都道府県計画に基づいて行う事業につき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五十一条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができること。

2 市町村計画及び都道府県計画に基づいて行う事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもってその全額を引き受けるものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第十一 市町村計画及び都道府県計画に基づいて行う事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税(昭和二十五年法律第

二百一十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(資金の確保等)

第十二 国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならないこと。

(国有林野の活用)

第十三 国は、市町村計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

(対象地域以外の地域における部落解放に関する特別措置)

第十四 国は、地方公共団体が部落問題の解決を図るため、対象地域以外の地域において市町村計画及び都道府県計画に基づく事業に相当する事業に相当する事業を行った場合には、当該地方公共団体に對し、政令で定めるところにより、対象市町村に講じられる財政上、資金上の措置に準ずる必要な措置を講ずるものとする。

(部落問題に関する知識の普及啓発)

第十五 国及び地方公共団体は、学校教育、社会教育、広報活動等を通じて、同和問題に関する知識の普及啓発に努めなければならないこと。

(人権擁護活動の推進)

第十六 国及び地方公共団体は、対象地域の関係住民に対する人権擁護活動の強化を図るため、人権擁護機関の充実、人権思想の普及高揚、人権相談活動の推進等に努めなければならないこと。

(雇用の促進)

第十七 国は、対象地域の関係住民の雇用を計画的に推進するため、職業指導及び職業訓練の充実、職業紹介の推進、事業主に対する指導啓発等に努めなければならないこと。

2 地方公共団体は、対象地域の関係住民の雇用の促進を図るため、事業主に対する指導啓発及び雇用促進のための機関の設置に努めなければならないこと。

3 事業主は、対象地域の関係住民の雇用の促進に関する国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと。

(阻害行為の禁止等)

第十八 何人も、部落問題の解決を不当に阻害する行為を行ない、又はこれをせん動する行為を行ってはならないこと。

2 国は、前項に規定する行為の規制及びこれらの行為による権利を侵害された者に対する救済措置についての法

制度の整備に努めなければならないこと。

(行政組織の整備)

第十九 国及び地方公共団体は、部落解放を推進するための行政組織の整備に努めなければならないこと。

(調査)

第二十 政府は、五年ごとに、対象地域その他部落問題に關する実態を調査し、その結果を公表しなければならないこと。

(報告)

第二十一 政府は、毎年、国会に対し、部落解放の実施に關する状況について文書で報告しなければならないこと。

(助言及び調査)

第二十二 内閣総理大臣は、部落解放の推進を図るために必要があると認める場合においては、関係地方公共団体に對し、助言若しくは勧告をし、又は関係地方公共団体について調査を行うことができること。

(関係行政機関等の協力)

第二十三 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、部落解放が円滑に実施されるよう相互に協力しなければならないこと。

資料②

## 全国市長会の「特別措置法」の強化案

### 一、基本事項

一、同和对策事業について、国の責任及び国による基本的施策の決定を明確化すること。

二、同和问题の総合的解決が施策の目標であることを明確化すること。

三、同和对策事業の目標を対象地域住民の社会的経済的地位の向上と人権を不当する諸要因を解消するとともに事業内容として、国民啓発活動の促進をも含め規定化すること。

四、努力規定ではなく義務規定化すること。

五、地方公共団体が実施する同和对策事業に必要な経費に對する国の基本的財政責任を明確し、義務規定化すること。

### 二、財 政

一、同和问题解決のために、地方公共団体が実施するすべての事業につき国が負担又は補助することを明確化するとともに制限条項を撤廃すること。

二、同和对策事業実施のため充当した地方債で、法第一〇

条非適用債となっているものの元利償還金については、早急に特別の財源補てん措置すること。

三、すべての同和对策事業にかかる補助基準を実情にそつた内容とし、超過負担を解消すること。

四、地方公共団体が実施するすべての同和对策事業に必要な経費のうち地方負担分の全額を認め、法一〇条を適用するとともに、全額を基準財政需要額に算入することを明確化すること。

五、補助率を五分の四とするとともに他の法律の規定で五分の四を下廻るものについては五分の四とすることを明確化すること。

六、施策整備には、用地取得費及び土地造成費を含ませるとともに個人給付施策、施設運営管理費に對する助成を含むものであることを明確化する。

### 三、産業・労働

一、対象地域に於ける農林漁業の生産基盤の整備及び開発、国有林野の解放、漁業権の確保等並びに経営の近代化のための施設の導入、技術の向上、経営指導等並びに流通改善の総合対策の措置を講ずること。

二、中小企業に對する特別の対策として、福利厚生制度の改善、税制の特別対策、新規産業の導入等を明確化する

こと。

三、地場産業の振興をはかるために特別の措置を講ずること。

四、職業訓練施設の整備と雇用主に對する指導、啓発の徹底を明確化すること。

五、対象地域における雇用の促進をはかること。

### 四、教育・人権

一、就学前教育の充実及び学校教育施設の整備その他教育諸条件の充実等を明確化すること。

二、人権侵害に對する規制を明確化すること。

資料③

## 同和对策事業特別措置法再延長への

### 提案（全日本同和会）

以下同和对策事業特別措置法を更に再延長することについて具体的理由をあげて説明いたしますのでよろしくお願いを申し上げます。

一、地区の実態の把握と「法の総合的改正と運用の改善」について

部落差別の完全解消にはこれを支える諸条件整備が完全を実施されねばなりません。いいかえればそういう時点まで同特法は継続しなければなりません。昭和四四年同特法が制定せられ一〇年の時限立法として成立し、昭和五三年同法の延長に当り衆・参両院内閣委員会に於いて三項目の附帯決議がなされました。条件整備の現状を見る時当然の事と思えます。

この三項目は、我が全日本同和会が、多年にわたって要望してきた内容であり、我々の運動の結果であり、又、協力団体である多くの自治体参加の全日本同和対策協議会との運動の成果でもあります。

同和対策事業特別措置法の内容は「経済的地位の向上」「環境整備」「雇用の促進」「教育対策」等々幾多の問題が有ります。しかし現状を見るとき環境整備、施設整備に重点が置かれこの二点に付いてはそれなりの評価は出来ても完全でなく、又「環境は良くなったが差別は依然として残った」という状態でもあります。適切な対策を立てるためには現場の実態を明らかにし部落差別の現状と問題点を把握し的確で精度の高い解消への展望を明らかにしなければなりませんし、附帯決議が「実態の把握に努め速やかに法の総合的運用の改善」を計るべき事が要望理由であります。我々は総力をあげて実現実行を要望しなければなら

りません。

条件整備はどれをとっても大切なものでありますが、経済的地位の向上を第一に取り上げなければならぬと思えます。経済の安定なくして生活の安定はありません。しかるに従来ややもすればその点について不十分であったと思えます。同法は地域住民一人一人が公平な権利があり、しかるに法によって規制され、散在地域住民はほとんど法の適用を受けることのでき得ない状態になっています。又自治体の熱意に依り格差もあります。それに或る団体が一本化と称し行政の一部がこれと癒着し益々困難な状況下にあるとかなりあるときいております。「法の全面的改正と運営の改善」をはからなければなりません。

全日本同和会執行部はこれらのことに対し陳情すべきところへ陳情し、要望すべきところへは強力な要望を続けております。行政現場の方々、指導者の方々はその場の立場において具体的問題を捉え正しい対策事業が実施され部落問題の速やかな解決のため努力して頂かなければなりません。しかも同特法の延長期限は後一年にせまっている現時点に於いて残期間内に同和事業の完了は今や望まれます、今までの業績効果も結実せず解決への努力も水泡に期する恐れさえ感じられます。この際国の責任に於いて延長への働きかけを総力をあげて要望し初志貫徹に邁進すべく運動

を展開しなければなりません。

又、同和問題に関する事件の増発状況に鑑み国民の理解を深める為啓発活動の積極的な充実を図ること、同特法が対策事業にかたよって（もちろんこれも必要であるが）教育対策が余り取り上げられないという批判が多かった事も事実であります。如何に対策事業が充実しても国民の意識を変革する教育対策が樹られなかったら、少しは案になったが差別はやっぱり残ったということになる。この問題における教育の果たす役割は非常に重大であり、教育には、家庭、学校、社会の三方面の分野がある。問題点の一、二をひろってみても「家庭教育における人間の社会化の問題」、「学校教育の私立校と公立校の格差の問題」、大学における同和教育の問題」、「社会教育においては、市町村における住民教育の格差の問題、企業体等に関する問題」等々将来にわたった重大な問題が山積しています。

この様にバラバラの教育が行われることは筋道の立った同和教育が明示されないためであり同特法の再延長を望むに当り、我が全日本同和会は、「同和教育を教育の面で位置づける基本方針と具体方策」を明示されるよう強く要望いたします。下部組織に於いて実態にそくした教育が整然と実践されるよう願って止みません。

以上、時間の関係上その一部を提案したものでありま

す。再延長に当っては全日本同和会の総力を結集し全日本同和対策協議会及び都府県市町村にも呼びかけ協力を願ひ合い、呼応し完全な同特法の延長がなされるよう努力する覚悟でございます。各都府県支部等におかれましては具体的な問題を提示され運動を強力に展開されるよう提案いたします。

## 大会決議

我々全日本同和会は結成以来同和問題解決に鋭意努力を重ねてきたところである。

しかしながら同和対策事業特別措置法の「法」有効期限最終年度を目前にした今日においてもなお幾多の問題が山積しており、今後も一層同和行政（教育）の積極的な推進が計られねばならないと強く決意している所である。

このためには、政府及び国会に於いて同和対策事業特別措置法再延長を議決され「環境整備」「産業経済」「職業対策」の充実、教育、啓発活動の強化等に一層積極的な推進を期し、同和対策審議会答申の精神に則り、国、地方公共団体の行政責任を果し、一日も早く同和問題の完全解消を強く要望する。

右、決議する。

昭和五五年一月二日

全日本同和会  
同和对策事業特別措置法  
再延長決起大会

(「同和对策事業特別措置法再延長決起大会資料」より)

## 資料⑤

## 「同和对策事業特別措置法」の問題点と改正要綱(日本共産党)

自民党政府が同特法の執行にあたり、同法に定められた期限内に所期の目的を達成できなかったことの責任は重大である。日本共産党は、基本的人権と民主主義の確立を願う広範な国民の要望にこたえ、同特法の期限延長を提起するにあたって、政府が二度と同じ過ちをおかさないようにするため、同特法自体の不備、欠陥を明らかにし、その改正の具体的方向を提案する。

### 1 法の目的、目標(範囲)の明確化

第一の問題は、法の目的と同和对策事業の目標が抽象的にしか規定されていないため、他の一般行政にもとづく事

業とのけじめが不正確なことである。

同特法はその目的として「対象地区における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与すること」(第一条)と規定し、また同和对策事業の目標として「対象地域の住民の社会的経済的地位向上を不当にはばむ諸要因を解消すること」(第五条)と規定している。「解同」はこの規定のあいまいさにつけこみ、一般地区の水準を無視するだけでなく、同和地区住民の要求ともかけはなれた超デラックスな施設の建設や、困窮度や必要度を無視した機械的一律的な施策などを、同和对策事業の名で実施させようとはかかってきた。

したがって改正案では、第一条に「部落差別解消に役立つ」との字句を入れ、目的をより明確にするとともに、第五条にも「一般地域との格差を是正する」との字句を入れ、特別措置の範囲を明確に規定する。

右の修正をおこなった上で、第一条及び第五条にかんする留意事項として次の二点を付記する。

(1) わが国の生活環境(生活道路、上下水道、教育及び社会福祉の施策等)の一般的行政水準が先進諸国のなかでもきわめて低いことを念頭に入れ、国および地方公共団体は同和地区、一般地区の格差是正を早急にはかるとともに、両地区にわたって一般行政水準を引き上げに引

きつつき努力する責務のあることを付記する。

(2) 第一条および第五条は、同和对策事業が特定の地域を対象としておこなわれると定めているが、実際の運用面では、対象地域内の部落出身者で特定団体のいい分をきくもののみを施策の対象とすることが多い。したがって第五条に「同和对策事業の受益はひとしく対象地区住民におよぶ」むねを明記する。

### 2 権利、義務の明確化

第二の問題は、同和对策事業にたいする国の責任が、きわめて不明確にしか規定されておらず、実際には地方自治体、とくに市町村に過重な負担をかける仕組みになっている問題である。

たとえば、同和对策事業にたいする国の責務を地方自治体の責務と同列に扱っている(第四条)。しかも国は「その政策全般にわたり必要な施策を総合的に講じなければならない」(第六条)としているが、実際には地方自治体に補助金を出すこと(第七条)しか規定していない。このためさきにもふれたように、国の同和对策予算が差別解消を実現する目的にくらべればあまりにも少ない額しか計上されないため、実際の補助は国が指定した事業についてのみおこなわれ、その指定数が少なく、補助額も国の「予算の

範囲内で」(第七条)決められるという仕組みとなっている。この結果、三分の二の補助(第七条)は空文にひとしくなり、同和对策事業の大半は地方自治体の負担のもとにおこなわれている。

この国の責務のあいまいさを取り除くため、以下の改正をおこなうものとする。

(1) 国の責務(第四条)を独立の条項とし、かつ、「同和对策事業を……推進するように務めなければならない」との規定は、努力規定にとられる表現となつていないので、これを「推進しなければならない」とし、義務規定であることを明確にする。

(2) 右と関連して、第七条(国の補助)の規定の不備をおぎない、補助が厳正におこなわれるために、別条で、内閣に「同和对策推進協議会」(仮称)を設置することとし、この協議会に国の補助事業の指定その他、法の執行について内閣に勧告する権限を与え、内閣はこの勧告を尊重する義務を負うことを明記する。

委員は、関係団体の代表者、地方公共団体の代表者、各政党の推薦する学識経験者、関係行政機関の職員によって構成され、運営は公正・民主・公開を原則とする。

(3) 地方公共団体の責務は独立させる。ただし同じ地方公共団体といっても、府県が市町村に負担を転嫁する傾

向がみられるので、財政規模と不釣合な特別に大きな部落をかかえる市町村及び農村に点在する部落（十戸以下を含む）で財政基盤の弱い市町村の同和対策事業は、直接府県の責任でこれを執行する趣旨を加え、事業進行の不均衡を是正するようにする。

(4) 国民の責務（第三条）は「すべて国民は、…相互に基本的人権を尊重する」と前段で強調している。これは本法の精神ともいわれるべきものである。しかし第三条の後段は「同和対策事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない」と規定している。この規定は不正な同和行政にたいする国民の正当な批判を差別糾弾の対象として「解同」が不当に攻撃する根拠として歪曲・悪用された事例もあつたので、「円滑」の前に「公正」を入れ、誤解の余地のないようにする。

(5) 同和対策事業の一環としておこなう個人給付、貸付け等は困窮者の経済的自立を促進することを目的におこなうものであり、一律的に適用することをやめる。

### 3 公正・民主の同和行政の保障

同和行政を公正・民主的に実施することは当然のことであるが、法そのものに何等の規定がないことを口実に、今日なお、一部の地方自治体で不公正な法の執行がつつけら

れている。この弊害を制度的にたちきるため新条項をおこし、

(1) 国および地方公共団体は、本法にもとづく施策、もしくは事務を、みずからの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負うことを明記する。

(2) また対象地区住民は本法にもとづく施策をひとしく受ける権利を有し、思想・信条・所属団体などによって差別されないことをも明記する。

### 4 法律の延長期間

本法は、本来、この法を一日も早く必要としない状態をつくり出すことを目的としたものである。したがって、その延長は期限を切るものとする。

延長期間の決定は、国と地方自治体の、これまでの八年間にわたる事業のしめくりとみなおし、さらに今後の事業内容と事業費が、民主的、客観的に検討されたのち、国民の合意のもとになされるべきものである。

### 改正までの手続

同特法の民主的改正と延長問題の扱いは、同和問題の正確な認識と部落住民の正しい要求を基礎に、国民的合意のもとにおこなわなければならない。わが党は、この国民的

合意をうる方法の一つとして、当面、国が早急に現存する「同和対策協議会」（総理府）に全解連などの関係団体を含めるなど民主的に改組し、この協議会でこれまでの同和対策事業の到達点や問題点、期限を含む今後のあり方について検討し、公聴会その他の方法により、広く国民の意見を求めることを提案するものである。

（『前衛』四一五号—一九七七・九臨時増刊より）